

県有施設における有料広告掲出者の公募選定に係る事務取扱要領
掲出基準の審査

第4 規制業種又は事業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲出しない。広告の掲出中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種又は事業者	
	ア 同法第2条に規定する営業に該当するもの
	イ インターネット異性紹介事業に該当するもの
	ウ その他類似する業種と認められるもの
(2) 消費者金融に関する業種又は事業者	
	ア 貸金業
	イ 債権取立て、示談引受け等に関する業種
	ウ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
(3) たばこに関する業種又は事業者	
(4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者	
(5) 法令に定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者	
(6) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けている事業者に関する業種又は事業者	
(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっている業種又は事業者	
(8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する業種又は事業者	
(9) 各種法令に違反している業種又は事業者	
(10) その他県有施設に広告を掲出することが適当でないと認められる業種又は事業者	

第5 掲出基準

広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲出することができない。広告の掲出中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

(1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの	
	ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
	イ 法令等に基づく許認可を受けていない商品又はサービスを提供するもの
	ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供にかかるもの
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの	

	ア 暴力、ギャンブル、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
	イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
	ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
	エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
	オ その他社会秩序を乱すおそれがあるもの
(3) 政治性又は宗教性があるもの	
	ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む）
	イ 公の選挙に該当するもの又はそのおそれがあるもの
	ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
	エ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
(4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの	
	ア 根拠のない表示や誤解を招くような表現を含むもの
	イ 射幸心を著しくあおる表現を含むもの
	ウ 社会的に認められていない許認可、保障、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
	エ 自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
	オ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
	カ 他人名義の広告
	キ 広告の内容又は責任の所在が明確でないもの
	ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等しているかの表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
	ケ その他誤認させるおそれがある表示又は表現を含むもの。
(5) 社会的な主義主張や個人の氏名を掲載するもの	
	ア 社会問題についての個人又は団体の意見広告
	イ 国内世論が大きく分かれているものについての主義主張
	ウ 個人又は法人の名刺広告
(6) 第三者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの	
	ア 他人の名誉・信用を毀損し、又は他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
	イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの	
	ア 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したも若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
(8) 消費者の利益の確保及び公正な競争を妨げるおそれのある次のいずれかの表現を含むもの	
	ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる不当表示（合理的な根拠を示すことができない場合は、不当表示とみなす。）
	イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
	ウ 著しく射幸心をあおる表現
(9) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの	
(10) その他広告として表示することが適当でないと認められるもの	
	ア デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
	イ 県の行政運営に支障を来すと認められるもの
	ウ その他社会的に不適切と判断するもの

2 前項各号に掲げる事項を調査するため、県は必要に応じて掲出者に資料の提供を求めることができる。